令和３年度 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン

「いのちをつなぐ支援活動」助成要項（第２版）

社会福祉法人高知県共同募金会

新型コロナウイルスの影響の長期化が見込まれる中、感染症罹患への不安のみならず、景気の悪化等に伴う経済状況の変化により、失業や収入減に直面し生活に困窮する人の増加や制度の狭間で困りごとを抱えたまま孤立する方々が増加してきている。

こうした状態が社会不安の一因となり、住民生活の崩壊や時としていのちを脅かす状況に至るケースも散見される状態にあるといえる。

社会福祉法人高知県共同募金会（以下「本会」という。）では、困りごとを抱えた人たちを支援するため「いのちをつなぐ支援活動」の助成申請を募集するものとする。

１　対象団体

非営利活動を目的として設立された団体であって、かつ、以下の(１)から(６)までをすべて満たす団体とする。

(１)営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を行う民間の非営利団体であること。（法人格の有無は問わない。）

(２)高知県内に所在する団体であって、高知県内で継続的に活動ができること。

(３)助成を受けて行った活動について、本会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。

(４)申請した事業が遂行できる運営体制があること。

(５)団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと。

(６)市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。

２　申請書の受付期間

　　令和３年５月17日（月）～７月30日（金）（消印有効）

３　事業実施期間

　　助成決定後（令和３年８月上旬予定）～令和４年３月末日

４　対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響下で、民間の相談活動、食支援や住居支援、居場所を失った人への活動など、困りごとを抱えた人たちへの支援等の事業。(介護保険事業は対象外とする。)

|  |
| --- |
| 活動例（参考）  ①社会的孤立や孤独を強いられている方の見守りや心のケア・相談支援活動  ②生活に不安を抱える人たちの相談や就労等の支援活動  ③ひとり親家庭や一人暮らし高齢者、生活困窮世帯等に弁当・食材や日用品を届ける活動  ④衛生環境に配慮しながら実施する居場所づくり  ⑤電話やネットを活用した相談支援活動、リモートによる学習支援活動 |

５　対象経費及び対象外経費

(１)対象とする経費

① 消耗品費　 :消耗品及び10万円未満の器具什器（事業活動に供するものに限る。）

② 賃借料　　 :会場の賃借料、レンタル料等

③ 通信運搬費 :サービスに係る運搬費用

④ 旅費交通費 :活動実施に係る交通費(実費)

⑤ 印刷製本費 :活動実施に伴う印刷費用

⑥ 保険料　　 :ボランティア行事保険料

⑦ その他本会において適当と認めたもの

(２)対象としない経費

① 役職員の給与・報酬、事業者自身への謝金・手当

② 団体の運営費（家賃、光熱費、通信費等）

③ 事業者自身が所有する家屋などの借上料

④ 広告に要する費用（新聞などへの折込料を含む）

⑤ 交際費及び接待費に類するもの

⑥ その他、本会において不適当と認めたもの

６　助成（申請）金額

１団体につき、上限40万円とする。

（事業に必要な活用できる範囲内の額を申請ください。）

なお、申請の状況によっては、減額または、助成対象外となる場合がある。

７　助成申請書の提出

様式「いのちをつなぐ支援活動助成申請書」をご記入の上、関係書類を添付し本会宛に提出すること。（当日消印有効）

８　助成決定、交付及び精算

(１)決定：助成決定の可否は、申請団体あてに書面にて通知するものとする。

（時期は令和３年８月上旬予定）

(２)交付：助成金は、助成決定通知に合わせて送付する「請求書」の提出を受け、数日後に指定口座に振り込むものとする。

(３)精算：申請団体は、様式「いのちをつなぐ支援活動完了報告書」を、活動終了後１か月以内、又は令和４年４月８日（金）のいずれか早い日までに提出すること。

（助成金に残額等が生じる場合は、別途、返還していただきます。）

９　提出先、問合せ先

社会福祉法人高知県共同募金会

〒780-8567　高知市朝倉戊375-1　高知県立ふくし交流プラザ４F

　　　TEL 088-844-3525　FAX 088-843-6566　E-Mail info@akaihane-kochi.jp